

公的年金の財政検証



一橋大学名誉教授・(公財)年金シニアプラン総合研究機構 理事長 高山 憲之

～要旨～

- 2019年の財政検証結果は前回（2014年）の検証結果とほとんど変わらない。すなわち、公的年金の持続可能性や給付の充分性は、今後における人口動態、実質経済成長率の高低、現行制度を不変のまま維持するの可否か、そして個人の選択として何歳まで就業し、公的年金を何歳から受給し始めるのか、の4つに大きく左右されることが示されている。
- 今後に予想される基礎年金の劣化分を少なめに留める方策は拠出期間の延伸をはじめとして、基礎年金拠出金の算定方式を積立金割に変更するなど、複数ある。
- 長寿化が進行していく中で、現在の若年層は65歳超まで働きつづけることにより、現在の高齢者が受給している年金水準と同程度の公的年金給付を受給することができる。ワーク・ロンガー（work longer）は年金問題を解決するための切り札である。
- 日本で法定の年金支給開始年齢を65歳超に引き上げることは、マクロ経済スライドによる給付調整が終了した段階で政策課題となる。

1 はじめに

個人にとって公的年金は生涯にわたる関わりをもつ。ところが、将来は不確実であり、それを正確に予測することは人智を超えている。したがって、年金を取りまく社会や経済が変化していくのにあわせて、年金制度も適宜適切に改正していく必要がある¹⁾。

日本では、これまで少なくとも5年に1回の間隔で公的年金制度を見直してきた。年金の財政再計算や財政検証が行われるごとに、その結果に基づいて制度を改正してきたのである。昨年の8月下旬、2019年の財政検証結果が公表さ

れた²⁾。本稿では、その検証結果を総括的に評価する。論述の順序としては、まず、検証結果の主要内容を紹介する（第2節）。その上で、基礎年金の劣化問題を議論する（第3節）。そして、その劣化問題への対応として示されているオプション試算の内容を解説し、評価する（第4節）。さらに、2024年以降における年金制度改革の方向を見定める（第5、6節）。最後に、公的年金の将来像に言及することにしたい（第7節）³⁾。

2 2019年財政検証結果の主要内容

国民年金および厚生年金保険に係る2019年財

政検証の目的・役割や、その結果およびオプション試算については、佐藤（2019）が包括的に解説しているのので、ここでは、その主要内容のみを列記することにしたい。

- 1) 2019年の財政検証結果は5年前のそれと殆ど変わらない⁴⁾。すなわち、まず、国立社会保障・人口問題研究所が「2017年4月推計（中位推計）」で示したとおりに日本の将来推計人口が推移すると仮定する。そのとき、現行の年金制度を今後も変えずに維持する場合、女性と高齢者の労働参加を促進し、年率で実質0.4%程度の経済成長を達成することができれば、公的年金は100年先まで持続可能となる⁵⁾。他方、労働参加がそれほど進まず、実質の経済成長率が年率で0.2%以下であれば、公的年金は早晩、持続不可能となる。その場合、現行制度における給付と負担の在り方を見直すことが必要となる。
- 2) 現行制度を不変に維持していく場合、既に年金を受給している人の年金給付は今後、実質的に少しずつ低下していく公算が大きい。
- 3) 2019年度時点で20歳の世代は、現行制度が変わらなくても、66歳9ヶ月まで就業を継続し、かつ、繰り下げ受給を選択すれば、2019年度に65歳となった世代と同一の年金水準を確保することができる。あるいは、現行制度が変わり、基礎年金の拠出期間が45年に延長され、同時に65歳以上の在職老齢年金が廃止される場合、65歳10ヶ月まで就業を延長し、かつ、繰り下げ受給を選択すれば、年金水準の低下を避けることができる（ケースⅢ、中位推計）。

つまり、公的年金の持続可能性や給付の十分性は、今後における人口動態、実質経済成長率の高低、現行制度を不変のまま維持するか否か、そして個人の選択として何歳まで就業し、公的

年金を何歳から受給しはじめるのか、の4つに大きく左右される⁶⁾。これまで年金は時代の変化にあわせて随時、制度内容を改めてきた。将来も年金を取りまく状況の変化にあわせて年金の制度内容は変わっていくだろう。他方、個人の選択は健康状況や資産の保有状況、家族の状況等に左右される。長寿化が進むなかで、60歳台後半になっても働きつづける人が今後、増えていくに違いない。このように考えると、今の若い人にとっても、公的年金の役割は概ね今日のそれと大差のない可能性が高い。

3 基礎年金の劣化とその副次的効果

(1) 給付水準の下方調整：その歩み

日本の公的年金給付は2階建てとなっている。すなわち、1階は定額の基礎年金、2階は月収比例の報酬比例部分である。このうち、基礎年金は国民すべてが受給する年金である一方、報酬比例部分は給与所得者のみが受給する。

その公的年金の給付水準を下方に調整する試みは、日本では1986年改革で初めて実施された。平均拠出年数の伸長が見込まれる中で、生年月日方式に基づいて、基礎年金の給付単価と報酬比例部分の給付乗率の2つを引き下げることが断行されたのである（給付単価は2,000円から1,250円へ、給付乗率は1.0から0.75へそれぞれ引き下げられた）。その際、基礎年金については、拠出可能期間のすべてに保険料を拠出した場合、月額5万円の給付支払いが約束された。月額5万円は当時、高齢無職の単身世帯における基盤的な消費支出の平均月額にほぼ相当していた。

さらに、2000年改革により報酬比例部分の給付乗率が0.75から0.7125に引き下げられた（5%の給付水準カット）。ただし、基礎年金の給付単価は2000年改革では不変のまま維持された。

その後、2004年改革の結果、報酬比例部分と

基礎年金は約 20 年かけて、いずれも給付水準を 15% ほど引き下げるようになった（モデル年金の場合。注 5 参照）。保険料固定方式への切りかえにともない、いわゆるマクロ経済スライドが実装された結果である。

2004 年改革では、デフレが一時的現象に留まり、日本経済はインフレ基調に戻る事が想定されていた。しかし、現実はこの想定に反する結果となり、デフレが長期間にわたって継続している。デフレ下ではマクロ経済スライドが発動されず、給付水準は逆に上昇してしまった。

2004 年改革の基本線は、保険料を 2017 年まで毎年小刻みに引き上げる一方、2009 年度までに基礎年金の国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げ、さらに給付水準を少しずつ引き下げることにより、年金財政の長期的安定を図るということにあった。その基本シナリオのうち給付水準を少しずつ引き下げていくということが、予想外の持続的なデフレにより、この間、実現できなかったのである。

(2) デフレ下の給付水準上昇

なぜ、給付水準は、2014 年までの 10 年間に上昇したのか。それは、まず第 1 に、この間、現役男性の手取り賃金（税・社会保険料控除後）や消費者物価が毎年、低下しつづけたからである。第 2 に、物価の下落率よりも賃金の下落率の方が大きい場合、年々、新たに受給者となる人が受給する新規裁定年金（基礎年金）も既裁定年金（今のお年寄りが既に受給している年金）と同様、物価スライドとするという特例が定められていたからにほかならない（本来は手取り賃金スライド。厚生労働省年金局数理課（2009）参照）。既裁定年金の実質価値維持が優先され、かつ、 $[(\text{既裁定年金額}) > (\text{新規裁定年金額})]$ という事態を避けるための臨時特例措置である。

つまり、モデル年金水準の指標である所得代替率の分子（新規裁定年金）の名目値は確かに低下したが、分母（手取り賃金）の名目値も低下し、分母の低下幅の方が分子の低下幅より大きかった。年金水準が予想外に上昇したのは、そのためにほかならない。

ただし、モデル年金でみた報酬比例部分の給付水準（所得代替率）は 2004 年度から 2014 年度にかけて 25.7% から 25.9% に変化しただけであり、ほとんど上昇しなかった（さらに 2019 年度には 25.3% へと若干ながら低下している）。その理由は、所得代替率の分子である報酬比例部分が賃金を基準に計算され、分母である賃金の動きとほぼ連動していたからである。

他方、基礎年金の場合、モデル年金の給付水準は 2004 年度の 33.7% から 2014 年度には 36.8% へと上昇し（さらに 2019 年度には 36.4% へと変化し）た。2004 年度からの時間経過の中で給付水準が上昇したのは報酬比例部分ではなく、基礎年金であった。その理由は、所得代替率の分子である基礎年金は消費者物価の動きに合わせて改定される一方、分母の賃金は消費者物価より低下幅が大きかったからである。

このような給付水準の上昇を避けるための法改正が 2016 年に行われた。すなわち新規裁定年金は、どのような経済状況においても常に賃金で改定するように改められたのである。その結果、所得代替率の分母・分子は、ともに賃金の動きに合わせて変動することになった。

(3) 基礎年金の劣化：マクロ経済スライドによる調整期間が報酬比例部分のそれより長いのはなぜか

現行制度の下で将来における基礎年金の給付水準を決めるのは国民年金の長期的な財政収支バランスである。国民年金における積立金の規

模は直近で厚生年金における積立金のその18分の1程度であり、極端に小さい。くわえて、基礎年金は財源の半分が国庫負担となっているにもかかわらず、100年後には給付総額の1年分程度の積立金を国民年金は保有することが求められている。国庫負担で賄われる給付については、積立金を準備しておく必要が本来ないはずである。この意味において国民年金は国庫負担のない厚生年金と比べると、100年後に重さで2倍に相当する積立金の保有を強いられている。さらに、基礎年金を賄うための拠出金は被保険者の頭割りで負担することになっているため、厚生年金グループと比べて相対的に所得の低い国民年金グループの拠出金負担は過重である。

国民年金の財政基盤は、このように極端に脆弱であり、しかも縛りが強い。そのような国民年金財政の中で、給付水準が上昇してしまった基礎年金を保険料固定方式の下で賄っていくことは容易ではない。2004年改革では、基礎年金に係るマクロ経済スライドによる調整期間は19年間と予想されていたが、この間の給付水準上昇により2019年財政検証では27～28年間の調整が必要となり、モデル年金ベースの所得代替率は26.2～26.7%まで低下すると見込まれている（ケースⅠ～Ⅲの場合）。基礎年金の給付水準を3割近く引き下げないと、国民年金の財政収支は長期的にバランスしないというのである。

年金受給者の負担する医療保険料や介護保険料を基礎年金から差し引いた手取りは、マクロ経済スライドの調整期間が終了する時点で月額4万円（2019年度の賃金価格換算）を割りこむ公算が強い⁷⁾。基礎年金の劣化は甚だしく、このレベルの金額では給付の充分性要件と抵触することになるだろう。

(4) 基礎年金劣化の含意

基礎年金の実質カットは、国庫負担投入額の実質低下をもたらす（国庫負担割合が2分の1に留まる場合）。ちなみにケースⅢの場合、2019年度の国庫負担総額は12兆3,000億円である。この金額は今後、実質的に減少しつづけ、マクロ経済スライドが終了予定となる2046年度には約9兆8,000億円、さらに2115年度には4兆8,000億円まで減少すると、それぞれ見積られている（いずれも賃金上昇率で割り引いた2019年度価格表示）。国庫負担は公的年金への国の関与を示す証左にほかならない。その関与が今後、実質的に小さくなっていく、というのである。

基礎年金の実質カットは厚生年金の財政運営を楽にする効果もある。その分だけ基礎年金への拠出金を実質的に減少し、その見返りとして報酬比例部分の実質切り下げ幅が小さくなるからである。ちなみにケースⅢの場合、マクロ経済スライドによる調整期間は2025年度までの6年間、モデル年金ベースでみた所得代替率の低下は0.7ポイント（2019年度の25.3%から24.6%へ）だけに留まる。

厚生年金は定額の基礎年金を1階部分として保持することにより、給与所得者内部で高給与所得者から低給与所得者へ老後の所得を再分配している。基礎年金部分の相対的縮小は、その再分配機能を弱めてしまう。

以上で説明したように、女性と高齢者の労働参加を促進し、年率で実質0.4%程度の経済成長を達成した場合、現行制度は長期的に持続可能であるものの、基礎年金は今後、ほぼ30年間に約30%も実質的に切り下げられ、基礎年金のみの受給者にとっては給付が十分とは言えなくなる一方、国庫負担の実質額も減少して国の公的年金への関与が縮小するとともに、給与所得

者内部における所得再分配機能も弱体化する。

4 オプション試算等に示された政策対応

2014年以降の年金政策を方向づけたのは社会保障制度改革国民会議の議論であり、その議論を踏まえて提示された2014年の財政検証における3つのオプションは、今後の課題を解決するための検討資料となった。2019年の財政検証におけるオプション試算も、その延長線上にあり、社会保障審議会年金部会における審議結果に基づいて行われた。今回のオプションは前回オプションの2つをアップデートしたものであり、短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大、および、保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択幅拡大を内容としたものである。いずれも公的年金、とりわけ基礎年金の給付水準を引き上げる効果があることが確認された⁸⁾。

今回の各種試算の中で特に注目に値するのは、2019年度時点で20歳の世代が同時点で65歳の世代と同水準の公的年金給付を受給するために必要となる要件を例示したことである。本稿第2節で紹介した主要内容の3番目で述べたように、就業を65歳超まで継続し、繰り下げ受給を選択すれば、年金水準の低下を避けることができる。前回には無かった試算であり、内容は一段と豊富になった。なお、スウェーデン政府が毎年発表しているオレンジレポートでも、個人の選択で就業期間を延長した場合、給付水準アップがどの程度になるかが示されている。今回における日本政府の試みは、このようなスウェーデン政府の動きと歩調を合わせたものであると言えよう。

今後、長寿化が更に進むなかで若い世代の就業期間が今の高齢世代より長くなるのは自然の流れである。ワーク・ロンガー (work longer) は年金問題を解決するための切り札であり、その

ことが今回の追加試算で示されたことの意義は、きわめて大きい。

ただ、この追加試算では、65歳以降の在職老齢年金 (いわゆる高在老) が廃止されることが仮定されている。その廃止は、2020年の年金改正では先送りされる見通しである。しかし、その存置は、65歳以降も働いて年金制度に貢献しつづける人を不当に冷遇することになり (70歳まで受給開始を繰り下げる場合、65歳で引退した人と比べると、90歳までの20年間に年金受給額が2,000万円も少なくなるケースがある)、働き方に中立的ではないだけでなく、所得項目の違いに対しても中立的でない制度が変わらないことを意味している。さらに、老齢(65歳到達)を保険事故とするという保険の原理にも、この高在老は反している。諸外国に無い、このような変な制度を廃止しなくてよいのだろうか⁹⁾。

なお、前回のオプション試算では、デフレ下でもマクロ経済スライドをフル適用する場合、どのような結果になるかが示されていた。その後、2016年に年金改革法が成立し、年金額改定ルールが変更になった (いわゆるキャリアオーバー制度の導入と、賃金低下時の賃金スライド徹底)。このようなルール変更は、将来の年金給付水準を若干ながら引き上げる効果がある。そのことが今回、参考試算として示されている¹⁰⁾。

5 2024年以降の改革に向けて

2020年からの5年間、日本経済が総じて順調に推移する場合、報酬比例部分に係るマクロ経済スライド調整は、ほぼ終了することになる。その場合、2024年以降の年金改革では、基礎年金の劣化を未然に防ぐ方策に関する検討が本格化するはずである。

仮に、短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大がそれまでに進んでいるとすれば、抛

出期間の拡大問題（40年から45年への延伸）を真正面から議論することになるだろう。そのとき、消費税の税率を10%超に引き上げる議論と抱きあわせにしないと、議論は進まないおそれ大きい¹¹⁾。

拠出期間の拡大は保険料納付総額を増大させる。それは、拠出期間を変えずに保険料を引き上げた場合と同じ効果を結果的にもたらす。いずれにせよ長寿化の進展にあわせて、それに見合った費用を追加的に負担していくことは避けられない。拠出期間も変えず、保険料負担も変えないとすれば、給付水準は低下せざるをえないだろう。保険料固定方式の下で給付水準の低下分を小幅に留めようとすれば、拠出期間を拡大させることが有力な選択肢となるのである。

既に述べたように基礎年金が甚だしく劣化していく原因は、縛りが強く、かつ、基盤がきわめて脆弱な国民年金財政の中で収支が長期的に均衡するように基礎年金の水準を調整していかなければならないことにある。このような現行の規定を再検討することも、今後の重要な課題となる。その再検討に際しては、①概ね100年後における国民年金積立金の目安を給付総額の1年分から6ヶ月分に改めること、②基礎年金拠出金の算定方法を加入者頭割から積立金割に改めることを、まず議論する必要があるだろう。積立金割は、公務員等の共済年金を厚生年金に統合一元化した際に導入された考え方であり、基礎年金拠出金の算定にあたっては、有力な代替案になると思われる。

究極的には国民年金と厚生年金の統合一元化も検討対象とする必要がある。福山（2020）が議論しているように、その実現には様々な問題を解決しなければならない。衆知を集めて議論を重ねていくことが求められている。

6 法定の年金支給開始年齢：引き上げの時期

今回の財政検証では年金支給開始年齢の引き上げ問題を一切、論じていない。「年金を何歳から受給しはじめるのかは個人の選択問題である」という基本的スタンスを徹底的に貫いている。そして、その選択幅の上限を70歳から75歳に拡大する案を検討している。

なぜ政府は、この支給開始年齢問題を論じないのか。その背景にあるのは、2004年に断行された財政運営方式の大転換である。すなわち日本の公的年金は2004年改正で保険料固定方式を採用し、従来と全く異なる財政運営をしている。収入総額が固定され、それと等しくなるように給付総額を長期的に調整する仕組みへ切りかえられたのである。給付総額を調整する手段はマクロ経済スライドであり、現役加入者数の減少と平均余命の伸びに合わせて給付水準を毎年、少しずつ実質的に引き下げていくことになった。

マクロ経済スライドの下では、既に年金を受給している人の給付も実質減となる（この点は法定支給開始年齢引き上げとは大きく違う）。その分だけ、現在の青壮年層や幼少世代が受給する給付総額が増大し、彼らの給付水準下落分は小幅となる。マクロ経済スライドは、年金をこれから受給しはじめる世代の年金給付を守る効果がある。

くわえて、現在の青壮年層が現在の受給者と同水準の給付月額を受給しようとすれば、既述のように、拠出期間を延長し、受給開始時期をその分だけ遅らせる必要がある。それは、雇用促進効果がマクロ経済スライドにも期待できることを示している。

法定支給開始年齢を65歳超へ引き上げる場合、雇用促進効果以外に予想されることは次の3つである。まず第1に、保険料固定方式の下では、法定支給開始年齢を引き上げても、短期的には

ともかく、長期的な財政改善効果を期待することができない。第2に、既に年金を受給している人は無傷である一方、現在の青壮年層や将来世代のみが割を食うことになる。第3に、将来における給付水準の下落幅はその分だけ小幅に留まる。その恩恵は既に年金を受給している人にも及ぶ。このうち、第2の事態は青壮年層の不満を一段と高めるだろう。

保険料固定方式の下では、マクロ経済スライドを優先して実施する必要がある。そして、マクロ経済スライドによる給付調整が終了した段階で、法定支給開始年齢の65歳超への引き上げが検討課題となるだろう。それは長寿化に伴う年金受給期間延伸に対応するための手段であり、十分な給付水準の確保に資するはずである¹²⁾。

7 結びに代えて：公的年金制度の将来

公的年金は、いわば1つのパイを親子で分けあうしくみである。パイのサイズを大きくすることができれば、その分けあいに問題はほとんど生じない。したがって、女性や高齢者の労働参加を促進し、高めの経済成長を維持していくことが年金問題を解決するにあたって最も重要なことになる。この本筋は、日本の社会と経済にかかわる大問題であり、年金改革という年金制度の枠内で対処可能な余地は、かなり限られている。

年金制度の枠内では、雇用政策との連携・一体化を一段と強化し、女性と高齢者の雇用を促進することが基本線となる。短時間労働者に対する厚生年金保険適用の拡大や基礎年金における拠出期間の延伸は、この基本線の中で位置づけられる。いずれもマクロ経済スライドによる給付調整期間を短縮させる効果があり、基礎年金の劣化は喰いとめられる。

公的年金の将来は今後の経済運営や制度選択

次第で明るくもなるし、暗くもなる。さらに、個人一人ひとりの選択に左右される部分も少なくない。今後、十分な議論が尽くされた上で、賢明な選択がなされることを期待したい。

【謝辞】

本稿の基礎となった研究に対して日本学術振興会から科学研究費補助金による研究費の助成を受けた(課題番号:19H01496, 16H03629)。また、富岡亜希子さんから絶大なるご支援ご協力を賜った。記して心より厚くお礼申しあげたい。

【注】

- 1) Takayama (2019) は世界の主要国における最近の動向を紹介しながら、この問題を詳細に論じている。
- 2) 2019年8月27日に開催された第9回社会保障審議会年金部会における配布資料1～5を見よ。
- 3) 本稿は高山(2020a)をベースにして新たに展開したものである。
- 4) 前回(2014年)の財政検証結果が公表された際に、筆者はその内容を詳細に検討し、今後における主要な課題を議論した。高山(2014)参照。
- 5) 「持続可能」とは、標準的なサラリーマン夫婦が40年拠出後に65歳時点で受給を開始する年金(モデル年金という)の所得代替率が将来においても長期間にわたって50%水準を維持している状態を指す。高山(2014)、21ページをみよ。
- 6) 公的年金制度が備えるべき要件は多々ある。そのうち主なものは、年金の財政基盤が長期的に安定しており、財政的に持続可能であること(sustainability)、および、慎ましかながらも品位のある老後生活を過ごすのに十分な水準の年金給付を受給することができること(adequacy)、の2つである。後者(十分性)の要件を満たさないと、年金制度は政治的に持続可能とならない。この2

つの要件を両立させることは必ずしも容易ではない。充分性の要件を満たしていても、財政的には持続可能でない、あるいは、その反対に、財政的には持続可能であるものの、給付が充分性の要件を満たさない、ということが、しばしば生じるからである。上記の2つの要件を同時に満たすためには、バランスのとれた絶妙な制度設計が必要となる。

7) この点は既に高山(2014:25-26ページ)で指摘しておいた。少子高齢化の進展により、医療保険料と介護保険料の合計額は将来、実質的にはほぼ倍増すると予想されるからである。

8) 短時間労働者に対する厚生年金保険適用が基礎年金水準のアップにつながる理由は、①第1号被保険者がその分だけ減り、加入者1人あたりでみた国民年金の積立金が増えること、②厚生年金保険適用の低賃金労働者が増大し、手取り賃金の平均額(所得代替率の分母)が若干ながら低下すること、にある。

9) 詳細は高山(2020b)参照。

10) マクロ経済スライドは給付水準を下方に調整するための手段として導入された。その際、人口構造の変化に着目した指標(①公的年金の被保険者数の減少、および②平均余命の伸び)に合わせて調整することになったが、このうち①は予想に反して減少ではなく、増加した時期があった。①が増加する場合、それをそのまま使用するの本来の目的に反しているため、その場合は①の変化をゼロとみなすことが最低限、求められているのではないか。あるいは①に代えて、生産年齢人口(20~64歳)の減少を使うという方法もある。今後、再検討が必要である。

11) 拠出期間を延長するためには年金への国庫負担を増やす必要があり、財務省は今のところ、それには消極的である。しかし、60歳台の雇用が拡大すれば、その分だけ組合健保や全国健康保険協会(協会けんぽ)への加入者が増える一方、国民健康保険への加入者が減る。国保加入者が減ると、

医療への国庫負担も減る。年金と医療を合わせて考えると、国庫負担が増えるとは限らない。

12) 将来の給付水準を追加的に引き下げる要因がもう1つある。下島(2017)が指摘しているように、財政検証のたびに100年後の追加5年間分の財政赤字を新規に考慮せねばならず、給付総額の減額を毎回、迫られるからである。この意味で、財政検証期間を100年間に限定している現行の有限均衡方式は構造的な弱点を抱えている。

【参考文献】

厚生労働省年金局数理課(2009)「平成21年財政検証結果レポート」

佐藤裕亮(2019)「2019年財政検証及びオプション試算の解説(1)~(3)」『週刊年金実務』2374~2376、12月16日~30日

下島敦(2017)「我が国の公的年金における有限均衡方式に関する考察」『年金研究』8、pp.1-15

https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN08_001.pdf

高山憲之(2014)「年金の財政検証:2014年検証結果と今後の課題」『年金と経済』33(3)、pp.18-31

高山憲之(2020a)「公的年金制度の持続可能性と給付の充分性」『年金と経済』38(4)、pp.25-30

高山憲之(2020b)「70歳現役社会の実現に向けて:在職年金減額制度と失業保険制度の再検討」『年金研究』13、pp.1-10

https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN13_01.pdf

福山圭一(2020)「国民年金の厚生年金への統合」『個人金融』春号

Takayama, N. (2019), "How to Make Pension Systems Financially Sustainable?" 年金調査研究レポート、年金シニアプラン総合研究機構

https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/rr_r01_03.pdf

たかやま のりゆき

1946年長野県生まれ。東京大学大学院経済学研究科博士課程単位修得退学。経済学博士（東京大学）。武蔵大学講師、同助教授、一橋大学助教授、同教授等を経て、2010年一橋大学名誉教授。一橋大学経済研究所特任教授（3年間）。

2011年（公財）年金シニアプラン総合研究機構研究主幹、2018年より同理事長（現職）。

2002年1月にスウェーデンの年金改革担当大臣ボー・クエンベリー氏を日本に招待し、超党派の国会議員による年金懇談会の開催に世話人代表の一人として尽力。OECD、IMF、世界銀行などの年金コンサルタントや年金審議会委員等を歴任。報道ステーションやNHKスペシャル等、テレビ番組にも出演。

【主要な著書・編著】

『ストック・エコノミー』

『年金改革の構想』

『貯蓄と資産形成』

『年金の教室』

『信頼と安心の年金改革』

『年金と子ども手当』

The Greying of Japan

The Morning After in Japan

Taste of Pie

Pensions in Asia

Closing the Coverage Gap

Priority Challenges in Pension Administration

Securing Lifelong Retirement Income

Matching Contributions for Pensions 等。

1996年・日経経済図書文化賞受賞（『貯蓄と資産形成』）。
